

【様式1】

秋田県誘客推進課 調整・国内誘客チーム
あて
Kanko@pref.akita.lg.jp

商号又は名称 :	
担 当 部 門 :	
電子メールアドレス :	
電話 :	

実施要領等に関する質問票

番号	資料名称	該当 ページ	該当行	該当項目	質問内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

留意事項

- ・【資料1】実施要領 2実施スケジュールに記載された期日までに提出してください。
期限を過ぎた提出は一切受け付けません。
- ・電子メールで送付してください。 (メールアドレス: kanko@pref.akita.lg.jp)
- ・「秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託に関する質問」
をメールタイトルに記載してください。

【様式 2】

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事
佐竹 敬久

住所：
商号又は名称：
代表者職氏名：

企画提案競技参加資格確認申請書

秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託に係る企画提案競技参加資格について関係書類を添えて次のとおり申請します。

次の内容について、虚偽がないことを誓約します。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者
- (4) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、秋田県暴力団排除条例（平成 23 年秋田県条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者
- (6) 共同企業体（以下「JV」という。）での参加の場合、代表者は（1）～（5）の全てを満たす者とし、構成員については（2）～（5）の条件を満たす者で構成されること。なお、JVの構成員である者は、単独で本企画提案競技への参加はできません。

<本件にかかる連絡先>

所属	
担当者職氏名	
住所	
電話	
メールアドレス	

【様式3】

会社概要

(秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託)

商号又は名称 代表者職氏名			
所在地	本社	〒 住所 電話番号	
	県内支社等 (県内に本社がある者は除く)	〒 住所 電話番号	
設立年月日	年 月 日 (県内営業所等の設立年月日 年 月 日)		
資本金			
直近の年間売上高			
従業員数	人		
業務内容			
会社の特色			
過去2年の類似業務の実績	発注者	業務内容	受注年
	秋田県関係		
	秋田県以外の 官公庁・公共団体		
	民間		
	自社制作		
【本申請の窓口となる担当者名】			
所属			電話
職・氏名			E-mail

※ 同項目が記載された既存の資料（会社パンフレット等）に代えることができます。

【様式 3 - 1】

令和 年 月 日

事業委託共同体結成届

秋田県知事 佐竹 敬久 あて

共同体の名称

構成員（代表者）	住 所
	会社名
	代表者
構成員	住 所
	会社名
	代表者

この度、下記事業を受託するため、共同体を結成しましたので、事業委託共同体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1 事業名

事業委託共同体協定書

(目的)

第1条 当共同体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) ○○事業 (当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下「事業」という。)
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同体は、○○事業共同体 (以下「共同体」という。) と称する。

(事業所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、事業の委託契約の履行後1ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 事業を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該事業に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は次のとおりとする。

住 所
名 称
代表者
住 所
名 称
代表者

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○○○○○○○○○を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、事業の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって事業委託料 (前払金及び部分払金を含む。) の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物 (契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。) 等について、契約日以降著作権法 (昭和45年法律第48号) 第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注

者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の事業の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担作業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れる

ものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、共同体が事業を完了するまでは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり〇〇事業協同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇事業協同体

代表者 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

事業委託共同体協定書第8条に基づく協定書

〇〇事業については、事業委託共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が
分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含まない）

〇〇事業の	〇〇業務	円
〇〇事業の	〇〇業務	円

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠と
してこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇事業共同体

代表者	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

【様式 4】

秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託企画提案競技
「賃金水準の向上」及び「女性活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

会社名	
-----	--

項目名		書類名	書類の有無	提出欄
賃金水準向上		・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の写し 令和4年・令和5年分 ・平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）		
		第三者による賃上げ実績を確認できる書類 【様式4（別紙）】参考様式		
女性の 活躍 推進	一般事業主行動計画の策定・届出（*1）	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し		
	えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し		
	法令に基づく認定（*2）	労働局長が交付する認定通知書の写し		
	秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）		

・各項目の資料につきましては、該当するものがあるかを「書類の有無」欄に記載し、ある場合は、提出欄に○を付け、提出票を参加資格確認申請時に、資料を企画提案書提出時に添付してください。

・共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、構成するそれぞれの事業者ごとに作成してください。加点については、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）とします。

・（*1）従業員数100人以下の企業が加点対象です。

・（*2）法令に基づく認定：えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール

【様式4（別紙）】参考様式

第三者による賃上げ実績を確認できる書類

企画提案方式の審査における「賃金水準の向上」に関する加点措置を受けるため、賃上げ実績を確認できる書類を提出します。

1 給与額（賃金水準）の算出方法

- (1) 役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額
 - (2) 役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額
- ※選定した算出方法を(1)、(2)のいずれかから選ぶ

2 賃金水準の向上の確認

	俸給、給与、 賞与等の総額	人 員	一人当たりの 平均給与額	対前年 増加率
5年(度)	円	人	円/人	0.0%
4年(度)	円	人	円/人	

令和 年 月 日

所在地：

事業所名：

作成者：〇〇事務所

税理士、公認会計士 ○○○○ 印

【様式5】

企画提案競技参加辞退届

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県冬の大型観光キャンペーンプロモーション業務委託企画提案競技の参加を表明し、申請書を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

住 所

商号又は名称

代表者職氏名